



広報

やさしさふれあいの西東京暮らし まちを楽しむ

西東京

選挙臨時号

貴重な一票を大切に
必ず投票しましょう。

No.347

平成26年(2014)

12/1

市役所代表番号 042-464-1311

発行/西東京市

編集/企画部秘書広報課 〒188-8666 東京都西東京市南町5-6-13

配布/シルバー人材センター 042-425-6611

詳しくはWebで [西東京市Web](http://www.city.nishitokyo.lg.jp/)

検索

HPアドレス <http://www.city.nishitokyo.lg.jp/>

携帯電話 <http://www.city.nishitokyo.lg.jp/mobile/>



第47回衆議院議員選挙 最高裁判所裁判官国民審査

投票日は12月14日(日) 午前7時～午後8時

12月21日(日)は、西東京市議会議員選挙の投票日です。
公職選挙法の規定により、西東京市議会議員選挙の投票日を早めることができません。2週続けての選挙となりますが、ご理解
くださいますようお願いいたします。

第47回衆議院議員選挙は、12月2日(火)に公示され、12月14日(日)が投票日です。
小選挙区選出議員選挙(全国で295人・東京都で25人)と比例代表選出議員選挙
(全国で180人・東京都で17人)の2つの選挙によって議員を選びます。

小選挙区選出議員選挙は、東京都第19区(西東京市・小平市・国分寺市・国立市)
から1人の議員を選びます。

比例代表選出選挙は、政党などが主体の選挙で、全国11の選挙区(ブロック)ご
とに行われ、その投票数に応じ東京都では17人の議員を選びます。

また、最高裁判所裁判官国民審査も同時に行われます。

国政を託す人を選ぶ大切な選挙です。必ず投票しましょう。

◆選挙管理委員会事務局(☎042-438-4090)

投票できる方

- ①既に西東京市の選挙人名簿に登録されている方
- ②平成6年12月15日以前に生まれた方で平成26年9月1日以前に転入届を出し、引き続き住民登録されている方
- ③在外選挙人証を交付されている方(一時帰国などでも、投票する際には必ず在外選挙人証の提示が必要です)
※在外選挙人が投票できるのは、指定在外選挙投票区(第20投票区 西東京市役所保谷庁舎投票所)です。それ以外の投票所では投票できません。

最近住所を移した方

【他の市区町村から西東京市へ転入】
平成26年9月2日以降に西東京市に転入届を出した方は、西東京市では投票できませんが、前住所地の選挙人名簿に登録がある方は前住所地で投票できますので、前住所地の選挙管理委員会にお問い合わせください。

【西東京市外へ転出】
西東京市の選挙人名簿に登録されていれば投票できます。ただし、転出先の市区町村の選挙人名簿に登録された場合および8月13日以前に転出した方は西東京市では投票できません。

【市内転居】
市内で転居し、11月25日以降に届け出をした方は、転居前の住所の投票区域の投票所で投票してください(投票所入場整理券の投票所名をご確認ください)。

投票所の名称変更

第23投票所は名称が「みどり学童クラブ」に変更されましたが、所在地は今までの「みどり児童センター」と変わりません。また、この投票所は一部工事のため、投票所の入り口が移動しており、トイレも使用できません。ご迷惑をお掛けしますが、ご理解くださいますようお願いいたします。

期日前投票・不在者投票

投票日当日に仕事・旅行・入院などの理由で投票所に行けないと見込まれる方は、期日前投票をご利用ください。

投票期間

【衆議院議員選挙】12月3日(水)～13日(土)
【最高裁判所裁判官国民審査】12月7日(日)～13日(土)

□投票時間 午前8時30分～午後8時

投票場所

- ①保谷庁舎別棟会議室B・C
- ②田無庁舎2階203会議室
- ※いずれの投票所でも期日前投票・不在者投票ができます(在外選挙人の場合は、保谷庁舎のみです)。

投票に必要なもの

投票所入場整理券(届いている場合)

※印鑑不要

※投票日当日または期日前投票期間中に選挙権を取得する方で、投票する日に選挙権を取得していない場合は、不在者投票になります。

※告示日の12月2日(火)は、期日前投票・不在者投票はできません。

投票の方法

- ①小選挙区選出議員選挙の投票用紙(ウグイス色)を渡します。候補者の氏名を1人だけはっきりと書いて投票箱に投票してください。
- ②比例代表選出議員選挙の投票用紙(白色)と最高裁判所裁判官国民審査(クリーム色)の投票用紙を同時に渡します。
- ③比例代表選出議員選挙の投票用紙に、政党などの名称または略称を1つ書いてください。
- ④最高裁判所裁判官国民審査の投票用紙は裁判官の氏名が印刷されていますので、やめさせたいと思う裁判官がいる場合は、氏名上の空欄に×印を書いてください。
※2人(2つ)以上書いたり、関係ないことを書いたりすると無効となります。

滞在地での不在者投票

仕事・旅行などで市外に滞る方は、滞在地の選挙管理委員会に不在者投票ができます。西東京市選挙管理委員会に不在者投票用紙などの請求をし、受領後、お早めに滞在地の選挙管理委員会に投票してください。
※不在者投票の請求用紙は、市HPからのダウンロードか、最寄りの市区町村の選挙管理委員会に入手できます。

指定病院などでの不在者投票

不在者投票できる施設として指定を受けた病院・老人ホームなどの施設に入院・入所されている方は、その施設内で不在者投票ができます。希望する方は、お早めに施設の担当者へお申し出ください。

【市内の不在者投票指定施設】

□指定病院など(9カ所)

佐々総合病院・山田病院・田無病院・西東京中央総合病院・保谷厚生病院・エバグリーン田無・ハートフル田無・武蔵野徳洲苑・葵の園ひばりが丘

□指定老人ホーム(14カ所)

健光園・フローラ田無・クレイン・サンメール尚和・緑寿園・東京老人ホーム・東京老人ホーム泉寮・保谷苑・めぐみ園・ベストライフ西東京・グリーンロード・ボンセジュール保谷・ベストライフ西東京松の木・福寿園ひばりが丘
※市外の場合は、入院・入所している施設にご確認ください。

選挙公報

候補者の氏名・政見などを掲載した選挙公報を、投票日の2日前までに各家庭に配布します。なお、選挙公報は東京都選挙管理委員会HP(<http://www.senkyo.metro.tokyo.jp/>)にも公開予定です。

開票の日時・場所

投票日当日の午後9時からスポーツセンター地下1階第1体育室(中町1-5-1)で行います。
西東京市選挙人名簿に登録されている方は、参観できます。

投票・開票速報

投票日当日、市HP(モバイルサイトを含む)で投票・開票の速報を行います。投票速報は午前8時15分ごろから1時間ごと、開票速報は、午後9時45分ごろから30分ごとの予定です。

代理投票・点字投票

身体が不自由で、投票用紙に書くことが困難な方は、代理投票(係員が代筆)ができます。また、目の不自由な方は、点

字投票をすることができます。希望する方は、投票所の係員にお申し出ください。

郵便等による不在者投票

身体障害者手帳、戦傷病者手帳または介護保険被保険者証をお持ちで、表1のいずれかに該当し「郵便等投票証明書」の交付を受けている方は、自宅などで郵便による不在者投票ができます。

既に「郵便投票証明書」の交付を受けている方の投票用紙などの請求期限は、投票日の4日前(12月10日(水))までです。詳細は、西東京市選挙管理委員会にお早めにお問い合わせください。

表1

区分	障害などの程度	
身体障害者手帳	両下肢、体幹、移動機能	1級または2級
	心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸	1級または3級
	免疫、肝臓	1～3級
戦傷病者手帳	両下肢、体幹	特別項症～第2項症
	心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓	特別項症～第3項症
介護保険の被保険者証	要介護状態区分が要介護5	

代理記載制度

郵便等投票ができる方のうち、表2のいずれかに該当し、自ら投票の記載をすることができない方は、あらかじめ西東京市選挙管理委員会に届け出た方に代理記載をしてもらうことができます。

表2

区分	障害などの程度	
身体障害者手帳	上肢または視覚	1級
戦傷病者手帳	上肢または視覚	特別項症～第2項症



投票区の区域の詳細は、
2面をご覧ください